特定非営利活動法人横浜日独協会会計基準内規（案）

2017 年 7 月 22 日
作成

Ⅰ　NPO 法人会計基準の目的

【目的】

1. この会計基準は、以下の目的を達成するため、NPO 法人の財務諸表及び財産目録（以下、財務諸表等」という）の作成並びに表示の基準を定めたものである。

(1) NPO 法人の会計報告の質を高め、NPO 法人の健全な運営に資すること。

(2) 財務の視点から、NPO 法人の活動を適正に把握し、NPO 法人の継続可能性を示すこと。

(3) NPO 法人を運営する者が、受託した責任を適切に果たしたか否かを明らかにすること。

(4) NPO 法人の財務諸表等の信頼性を高め、比較可能にし、理解を容易にすること。

(5) NPO 法人の財務諸表等の作成責任者に会計の指針を提供すること。

【他の法令による規定への留意】

2. 本基準は、NPO 法人が行うすべての活動分野に適用することができる。
ただし、法令等によって別の会計基準が定められている事業を行う場合には、当該法令等に留意する。

Ⅱ　一般原則

【真実性・明瞭性】

3. NPO 法人の財務諸表等は、NPO 法人の真実の実態を表示し、かつ明瞭に表示するものでなければならない。

【適時性・正確性】

4. NPO 法人は、適時かつ正確に作成した会計帳簿に基づいて、財務諸表等を作成しなければならない。

【継続性】

5. 会計処理の原則及び手続並びに財務諸表等の表示方法は、毎事業年度継続して適用し、みだりに変更してはならない。

【単一性】

6. 情報公開のため、会員総会-の提出のため、助成金等の申請目的のため、租税目的のためなど、種々の目的のために異なる形式の財務諸表等を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、NPO 法人の判断によって、事実の真実な表示をゆがめてはならない。

【重要性】

7. 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表等の表示について簡便な方法を用いることができる。重要性の高いものはより厳密な方法を用いて処理しなければならない。

Ⅲ　財務諸表等の体系と構成

【NPO 法人の財務諸表等】

8. NPO 法人は、財務諸表（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録を作成しなければならない。

【活動計算書】

9. 活動計算書は、当該事業年度に発生した収益、費用及び損失を計上することにより、NPO 法人のすべての正味財産の増減の状況を明瞭に表示し、NPO 法人の活動の状況を表すものでなければならない。注(1)

【貸借対照表】

10. 貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。注(2)

【財産目録】

11. 財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならない。注(3)

Ⅳ　収益及び費用の把握 と計算-その 1

【受取会費】

12. 受取会費は、確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに収益として計上する。注(1)

【受取寄付金】

13. 受取寄付金は、実際に入金したときに収益として計上する。

【費用の区分】

14. NPO 法人の通常の活動に要する費用は、事業費及び管理費に区分し、かつそれぞれを人件費及びその他経費に区分して表示する。注(1 及び注 4)

【少額の費用】

15. 消耗品の購入等で少額のものは、実際に支払ったときに費用として計上することができる。

【定期的に支払う費用】

16. 電話代、電気代、家賃等定期的に支払う費用は、実際に支払ったときに費用として計上することができる。

Ⅴ　収益及び費用の把握と計算-その 2

【固定資産の計上】

17. 購入した固定資産は、原則として当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。

【減価償却費の計上】

18. 貸借対照表に計上した固定資産のうち、時の経過等により価値が減少するものは、減価償却の方法に基づき取得価額を減価償却費として各事業年度に配分しなければならない。

【外貨建取引の換算方法】

19. 外貨建取引は、取引発生時の為替相場に基づく円換算額で計上しなければならない。

【複数事業の事業別開示】

20. 事業費は、事業別に区分して注記することができる。その場合収益も事業別に区分して表示することを妨げない。注(4)

Ⅵ　NPO 法人に特有の取引等

【現物寄付の取扱い】

21. 受贈等によって取得した資産の取得価額は、取得時における公正な評価額とする。

【無償又は著しく低い価格で施設の提供等を受けた場合の取扱い】

22. 無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを受けた場合で、提供を受けた部分の金額を合理的に算定できる場合には、その内容を注記することができる。なお、当該金額を外部資料等により客観的に把握できる場合には、注記に加えて活動計算書に計上することができる。

【ボランティアによる役務の提供の取扱い】

23. 無償又は著しく低い価格で活動の原価の算定に必要なボランティアによる役務の提供を受けた場合で、提供を受けた部分の金額を合理的に算定できる場合には、その内容を注記することができる。なお、当該金額を外部資料等により客観的に把握できる場合には、注記に加えて活動計算書に計上することができる。

【使途等が制約された寄付金等の取扱い】

24. 寄付等によって受入れた資産で、寄付者等の意思により当該受入資産の使途等について制約が課されている場合には、当該事業年度の収益として計上するとともに、その使途ごとに受入金額、減少額及び事業年度末の残高を注記する。注(5 及び注 6)

【返還義務のある助成金、補助金等の未使用額の取扱い】

25. 対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金、補助金等について、

実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、前受助成金等として処理しなければならない。

【後払いの助成金、補助金等の取扱 い】

26. 対象事業及び実施期間が定められている助成金、補助金等のうち、実施期間満了後又は一定期間ごとに交付されるもので、事業年度末に未収の金額がある場合、対象事業の実施に伴って当期に計上した費用に対応する金額を、未収助成金等として計上する。

【対象事業及び実施期間が定められている助成金、補助金等の注記】

27. 対象事業及び実施期間が定められている助成金、補助金等で、当期に受取助成金又は受取補助金として活動計算書に計上したものは、使途等が制約された寄付金等に該当するので、その助成金や補助金等ごとに受入金額、減少額及び事業年度末の残高を注記する。

Ⅶ 財務諸表の注記

【財務諸表の注記】

28. 財務諸表には、次の事項を注記する

(1) 重要な会計方針

資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等、財務諸表の作成に関する重要な会計方針。

(2) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

(3) 事業費の内訳又は事業別損益の状況を注記する場合には、その内容

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けたことを財務諸表に記載する場合には、受入れたサービスの明細及び計算方法
(5) ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを財務諸表に記載する場合には、受入れたボランティアの明細及び計算方法
(6) 使途等が制約された寄付等の内訳
(7) 固定資産の増減の内訳
(8) 借入金の増減の内訳
(9) 役員及びその近親者との取引の内容　注(7)
(10)その他NPO法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

（以下、「注釈」に関する説明文は省略。）